【 八千代市募集要項等に関する質問回答 （第2回） 】

質問No	資料名	頁	項目	内　容	回 答
1	募集要項	P2	2 (1) ③	本事業の対象教室数は，今後変更する可能性はあるでしょうか。 変更する可能性がある場合には，費用の増額あるいは減額を貴市と協議する必要が生じるものと思われます。一教室当たりの増額あるいは減額の金額は，事業提案書によって計算される一教室当たりの費用を基準として協議するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 教室数が増加・減少するいずれの場合であっても，事業提案書によって計算される一教室当たりの費用を基準とします。
2	募集要項	P3	2 (1) ⑤	「業務内容のうち，運用に係るデータ計測・記録業務及び設備の運用に係るアドバイス業務は必須とはしません。」とありますが，仮に，既存空調設備の効率的な運用に関するアドバイスを実施した場合，加点対象となりますか。	既存空調設備の効率的な運用に関するアドバイスの有無については，「定性的審査に関する事項」「No9維持管理計画，維持管理体制の妥当性」において評価することとなります。
3	募集要項	P3	2 (1) ⑤	既設空調設備に関する維持管理業務について，現地見学会にて時間制限，設置場所の関係上すべての既存機器の調査ができません。機器の仕様，能力，メーカー，製造年月日のわかる資料を開示願います。 なお，不具合部分がメーカーの掌握範囲（基盤，内部部品）での既存空調機メーカーの点検・調査作業についても別途市が負担するものとして考えてよろしいでしょうか。	既存機器の仕様，能力，メーカー及び製造年月日のわかる資料はございません。 なお，既存の空調設備についても，不具合の確認は事業者に求めたいと考えておりますが，修繕等は市の負担とすることを想定します。
4	募集要項	P3	2 (1) ⑤	既設空調設備（EHP，GHP共通）に関する維持管理業務について，業務内容はフィルター清掃，修繕及び消耗品交換，法定点検業務（フロン排出抑制法に基づく簡易点検（年4 回）及び有資格者による定期点検（3 年に1 回））にてよろしいでしょうか。	ご提示いただいた内容に加え，緊急時対応業務（問合せ対応等）等については業務範囲に含まれます。
5	募集要項	P3	2 (1) ⑤	空調設備等の移設業務に関連し，現時点で対象校の統廃合の計画はございますか。	現時点において，阿蘇小学校，米本小学校及び米本南小学校を統合する計画があります。
6	募集要項	P4	2 (1) ⑦	整備費用のサービス対価の支払い方法についての規定が不明瞭かと存じます。「事業契約書においてあらかじめ定める額を維持管理期間にわたり事業者に支払います。 なお，整備費用については，事業契約書においてあらかじめ定める額を所有権の移転後に事業者に一括して支払うことを予定しています。」とありますが，事業契約において一括分と割賦分の割合，割賦とする場合の基準金利の考え方などの記載がありません。 そのため，提案時点において融資金融機関からの資金調達の協議が実施することもできない状況です。整備費用の支払い方法は事業者提案ということでしょうか。	提案段階においては，整備費用は一括払いを前提としてください。 募集要項等の改訂版を参照してください。
7	募集要項	P4	2-(1) ⑨	事業スケジュール（予定）維持管理期間　平成32年（2019年）4月1日は，平成32年（2020年）4月1日の誤記でしょうか。	ご指摘のとおりです。募集要項等の改訂版を参照してください。
8	募集要項	P10	3 (4) ②	上限価格について，「2,195,616,000 円(消費税及び地方消費税を除く)」とありますが，念のため，税込みの上限価格についてもご教示ください。	消費税率は10％で計算してください。
9	募集要項	P13	4(4)(ｲ)	施工業務，所有権移転後移設等業務を行う構成企業の要件についてa,b,cを全て満たす会社が1社以上構成企業に含まれていれば，a,b,cを満たさない会社であっても構成企業となれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	募集要項	P15	5 (1) ② (ｲ)	事業提案審査の定量的審査において，「見積価格及びエネルギー費用の総額を勘案して評価する」とありますが，エネルギー費用については見積価格には含まれない（市負担である）ものであり，また，事業期間を通じて担保できない参考数値になろうかと思います。 仮に，応募者側が提案時において，（故意かどうかによらず）エネルギー費用を過少に見積もった場合，価格点が大きく変動する可能性があります。 つきましては，公平な審査につながるよう，定量的審査の対象からエネルギー費用は除外してはいかがでしょうか。	原案のとおりとします。 なお，市としては，エネルギー費用を含む金額を定量的審査の対象とすることが公平な審査に繋がると考えておりますので，市の考え方に沿った提案を期待します。

質問No	資料名	頁	項目	内　容	回　答
11	募集要項	P16	5 (3)	『「空調設備等の所有権移転業務」については，特別目的会社が自ら実施する』と規定されていますが，ここでいう「所有権移転」とは具体的になにを指していますか。事業契約第43条に示された「空調設備の引渡書を取り交わす。」ことでしょうか（登記手続きなどは不要）。 その場合，所有権移転費用としてはどのような内容を計上しておけばよいとお考えでしょうか。	お見込みのとおりです。 引渡に係る費用を想定しておりますが，特段生じない場合にはゼロと記載いただいても構いません。
12	募集要項	P17	6 (1) ③	「市が支払う設計・施工等の対価の一部には，国の交付金や市債等を充当する可能性があります」とありますが，充当の有無はいつ決定されるのですか。提案段階においては，当該交付金等の有無にかかわらず，支払い条件（整備費用の一括または割賦など）を規定していただく必要があると思慮します。	提案段階においては，整備費用は一括払いを前提としてください。 併せて募集要項等の改訂版を参照してください。
13	募集要項	P18	5-(5)	「契約保証金として，以下のa及びbの合計額を事業契約締結時に納付してください。」とございますが，各号ともに消費税及び地方消費税を含んだ金額の10%以上を納付するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	募集要項	P18	6-(5)(ア)	契約保証金として，設備整備費相当額(別紙3「サービス対価1)の10%以上及び，一事業年度の維持管理費相当額(別紙3「サービス対価2」)の10%以上の合計金額を事業契約締結時に納付してくださいとございますが，当社が関与してる他案件では，事業契約締結時は設備整備費相当額の10%以上を，引渡後は一事業年度の維持管理費相当額の10%以上を，それぞれ納付することとなっております。 合計額を納付するする場合，SPCの資金調達額が増えるため，金利コスト分の事業費増加要因となります。提案内容の充実或いは事業費を逓減し，より良い提案をさせていただくためにも，契約保証金は，事業契約締結時に設備整備費相当額の10%以上を，引渡後に一事業年度の維持管理費相当額の10%以上を，それぞれ納付することとしていただけませんでしょうか。	お見込みのとおりです。 契約保証金は，事業契約締結時に設備整備費相当額の10%以上を，引渡後に一事業年度の維持管理費相当額の10%以上を，それぞれ納付してください。
15	募集要項	P18	6 (5)	契約保証金について，『設備整備費相当額(別紙3「サービス対価1)の10%以上」「一事業年度の維持管理費相当額(別紙3「サービス対価2」)の10%以上』とのことですが，消費税は含まない額ということで宜しいですか。また，施設整備について割賦支払いがある場合は，割賦金利は含まない額ということで宜しいですか。	消費税額を含んだ金額となります。
16	募集要項	P20	6 (8) ②	「ただし，施工業務で生じる光熱水費等は有償となります」とありますが，通常の学校運営にかかる光熱水費等と区別した計量はどのように行う想定でしょうか。	事業者と協議の上，適切な対応を行います。
17	募集要項	P22	7-(4)	「選定事業者が提案した見積額から金利相当分を控除した額に100 分の108 を乗じた額に，金利相当分を加えた額を契約金額とします。」とございますが，提案においては，事業期間全ての消費税及び地方消費税の税率を，8%にて計算するという理解でよろしいでしょうか。	訂正します。提案段階において，消費税率は10%で計算してください。 併せて募集要項等の改訂版を参照してください。
18	募集要項	別紙3-1	別紙3	「設計・施工等のサービス対価は，引渡し後に一括して支払う「サービス対価1」と維持管理のサービス対価は，維持管理業務開始後に支払う「サービス対価2」により，構成されます。」とある一方で，「なお，サービス対価1 は・・（中略）・・提案にあたってはサービス対価2 によって設計・施工のサービス対価の全額を支払うものとしてください。」とあります。一見，矛盾しているように読めますが， ① 結局，サービス対価1（施設整備費）は，引き渡し後一括での支払いなのでしょうか。 ② 「サービス対価2によって設計・施工のサービス対価の全額を支払う」ものとして提案する，ということですが，「サービス対価2の期間において，サービス対価1として割賦で支払う」ということでしょうか。	提案段階においては，整備費用は一括払いを前提としてください。 併せて募集要項等の改訂版を参照してください。

質問No	資料名	頁	項目	内　容	回　答
19	募集要項	別紙3-1	別紙3	「国から交付金が交付された場合等，設計・施工等のサービス対価のうち，施設整備費相当支払分として，施設整備費を一括して支払う可能性があります」とのことですが，提案時点で前提条件が不明確であり，資金調達に関して融資金融機関と協議することができないため，条件に付いてもう少し詳しくご教示ください。 また仮に，金融機関との融資契約締結後に，貴市の帰責事由のより支払い条件に変更があり，資金調達が不要となった場合に，金融機関への違約金等が発生した場合，当該金額は貴市にご負担いただけるとの理解で宜しいですか。	提案段階においては，整備費用は一括払いを前提としてください。 仮に，事業者選定後の協議によって整備費用の一部を割賦払いとすることを市と選定事業者が同意した後に，本市の帰責事由によって金融機関への違約金が発生した場合には，合理的と考えられる範囲における当該金額を市が負担します。
20	募集要項	別紙3-1	2	割賦金利の設定方法に関する記載がございませんので，お示し頂けますでしょうか。仮に，割賦金利を基準金利と提案スプレッドの合計とする場合は，入札価格の計算に使用する基準金利を公表資料として公表頂けますでしょうか。	提案段階においては，整備費用は一括払いを前提としてください。
21	募集要項	別紙3-2	別紙3	「当該年度のサービス対価3を，以下の算式に基づいて改定します。」とございますが，サービス対価3はサービス対価2の誤記でしょうか。	お見込みのとおりです。 併せて募集要項等の改訂版を参照してください。
22	募集要項	別紙3-2	別紙3	「サービス対価3」という記載がでてきますが，誤植でしょうか。	お見込みのとおりです。 併せて募集要項等の改訂版を参照してください。
23	募集要項	別紙3-1，3-2		設計・施工等のサービス対価の支払い方法について，引渡し後に一括して支払うサービス対価1以外の設計・施工等のサービス対価は，割賦という理解でよろしいでしょうか。 (割賦金利の表現あるため)その場合，割賦払いの支払方法(基準金利や割賦金利の設定方法)や条件等をお示し頂けないでしょうか。	提案段階においては，整備費用は一括払いを前提としてください。
24	要求水準書	P12	第2-2-(2)	「・室外機は原則として地上設置とし，屋上及び外壁等に設置し校舎等に荷重をかけることは不可とする。」と記載ありますが，モデル校の八千代台東小学校においては図面上「屋外機置場2」の記載があり，現状屋外機が設置されておりません。 モデル校は特例として屋上に屋外機設置可能なものとしてよろしいでしょうか。	提案段階においては，お見込みのとおりです。 ただし，設計段階においては，過去の図面や施工状況を踏まえた荷重計算を行っていただき，設置の可否を確認していただきます。
25	要求水準書	P15	第2-3-(1)-②	「高調波計算書を作成し，電力会社へ提出する。」とありますが，EHP機器を設置する対象校のみとの理解でよろしいでしょうか。また，貴市への提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	要求水準書	P15，P18	第2-3-(1)-②，第2-4-(2)-②	既存機器や既存変圧器にPCBが含まれていた場合には処分費は貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし，既存機器や既存変圧器にPCBが含まれていた場合において，処分は市において行いますが，処分までの保管は市と協議の上，事業者において対応いただくことを想定します。
27	要求水準書	P16	第2-3-(1)-②	新規設備の設置に伴い，既存扇風機は必要が無くなると思いますが残置としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	要求水準書	P16	第2-3-(1)-③	更新対象室において，現在の空調機が「別紙空調環境の標準提供条件」を満たすものか不明です。現在の空調機の設置時の空調負荷計算の開示もしくは現状の空調機と同能力の機器としてもよろしいでしょうか。	更新対象教室においては，現状の空調設備の能力に関わらず，要求水準において規定する条件を満たして頂きます。 例えば，睦中学校の図書室及び音楽室は，現状の空調設備では容量不足であり，当該教室においては，現状の空調設備を上回る能力の設備が必要となることが想定されます。
29	要求水準書，【八千代市】空調設備対象校・対象室図示図面	P16	第2-3-(1)-②	多目的スペースのある対象校（みどりが丘小，萱田南小他）については，多目的スペースが空調の対象教室となっておりません。 空調期間は教室との間に可動パーテーションを移動して仕切って運用するか，若しくは供用開始までに間仕切りを設置するものと考えてよろしでしょうか。	多目的スペースと教室の間の可動パーテーションはないものとし，各教室に付随するものとして計算をお願いします。
30	要求水準書	P24	第3-3-(4)	現時点で貴市にて予定している別途工事があればご教示ください。	平成31年度は，村上小学校，勝田台南小学校及び村上東小学校の計3校でトイレ改修工事を予定しています。 必要であれば図面を開示しますので，希望される事業者は，募集要項記載の連絡先までご連絡をお願いします。

質問No	資料名	頁	項目	内　容	回　答
31	要求水準書	P26	第3-3-(10)	「全ての機器について，図面と対応した写真を提出する。」とはどのように理解したらよろしいでしょうか。例えば5馬力の室内機は全ての学校の普通教室において一定数設置すると思われますので，メーカーが同じであれば写真は1枚で良いということでしょうか。	事業者のご提案に委ねます。
32	要求水準書	P32	第6-1-(1)	「なお，既設空調設備の修繕及び消耗品交換により費用が発生する場合には，別途市が負担する。」とありますが，フィルター清掃作業等により発生した劣化フィルターの交換部品費用も市が負担すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	要求水準書	P32	第6-1-(1)	「また，市が指定する既存空調設備に関する維持管理業務についても，本業務に含むものとする。」とありますが，該当する設備は，どの範囲にになりますか。	既存空調設備における不具合の確認は事業者に求めたいと考えておりますが，修繕等は市の負担とすることを想定しています。
34	事業者選定基準	P6	3 (3) ①	事業実施に関する項目表において，様式5－8（SPC設立計画書）が出てきませんが，評価対象ではないということでしょうか。	事業者選定基準における各審査項目において示している「主な様式」は，各審査項目にあたっての主な様式を示しているものであって，その他の様式を審査対象外とするものではありません。 なお，審査に当たって利用する可能性の高い様式については，募集要項等の改訂版にて追記しております。
35	事業者選定基準	P6	3 (3) ①	設備整備に関する項目6において，「最も完成の遅い対象校」が評価点計算の対象になるとのことですが，仮に一部学校が早期に完成しても，最も完成の遅い対象校のみで評価されてしまうということでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	事業者選定基準	P7	3 (3) ②	見積価格の定量化方法について，見積価格にエネルギー費用を加えて，その合計（ライフサイクルコストの総額）で評価するとのことですがエネルギー費用は貴市負担であり，見積価格にも含まれないため，評価の対象とすることは不適切のように思われますので，評価はあくまでも見積価格のみとしていただけないでしょうか。 あるいは，エネルギー費用の妥当性について，審査の中で明確な検証がなされるということで宜しいでしょうか。	原案のとおりとします。 なお，市としては，エネルギー費用を含む金額を定量的審査の対象に含むことは適切であると考えておりますので，市の考え方に沿った提案を期待します。 また，事業者提案によるエネルギー使用量の見込みについては，事業仮契約書第1条に示す「設計，施工及び工事監理業務に係る業務水準」「維持管理業務に係る業務水準」に含まれ，提案書における過小見積を含む事業者側の帰責事由によってエネルギー使用量が提案よりも大幅に増加した場合には，事業仮契約書の規定に基づき，サービス対価の減額，エネルギーコストの負担，損害賠償の請求等を行います。
37	様式集	P5		提案書の作成上の留意事項として，企業名の記載が禁止されていませんが，提案書への企業名の記載は認められているとの理解で宜しいですか。	お見込みのとおりです。
38	様式集	P6		モデル校2校という表現が見られますが，モデル校は「八千代台東小学校1校」のみということで宜しいですか。	お見込みのとおりです。募集要項等の改訂版を参照してください。
39	様式集		様式4-2	見積書の様式を見ますと，整備費用について割賦支払いを想定されているように見えますが，整備費用は引き渡し後一括で提案するということで宜しいでしょうか。	提案段階においては，整備費用は一括払いを前提としたものとしてください。
40	様式集		様式4-2	消費税額について8％を前提とされていますが，いつのタイミングで10％に変更する想定でしょうか。	募集要項等の改訂版を参照してください。
41	様式集		様式4-3	「注5　記載にあたっては，募集要項別紙3「サービス対価について」に示す，「3 サービス対価の支払限度額」に留意してください。」とございますが，別紙3第3項は「サービス対価等の改定方法」について記載されております。 「3　サービス対価の支払限度額」をお示し頂けますでしょうか。	募集要項等の改訂版を参照してください。
42	様式集		様式4-3	割賦金利については，記入の必要はございませんでしょうか。 仮に記入が必要な場合，各校別の金額を記入する必要ございませんでしょうか。（全校合計欄のみで構いませんでしょうか。）	提案段階においては，整備費用は一括払いを前提としますので，記入は不要です。
43	様式集		様式4-3	金額の単位は様式4－4と同様，「千円単位」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 併せて募集要項等の改訂版を参照してください。

質問No	資料名	頁	項目	内　容	回　答
44	様式集		様式4-3	表では，各校ごとのサービス対価を示すことになっていますが，SPCの設立・運営費など，各校に振り分けることのできない費用については，無理に各校に配分するのではなく，新たに行を追加し，「その他費用」に計上すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	様式集		様式4-3	消費税は8％を前提に計算すれば宜しいでしょうか。	提案時において，消費税率は10％での計算をお願いします。 併せて募集要項等の改訂版を参照してください。
46	様式集		様式4-3，他	様式4-2において消費税は108分の100を乗じた額とありますが，様式に税込金額を記載する場合はすべて8％と考えても宜しいでしょうか。	提案時において，消費税率は10％での計算をお願いします。 併せて募集要項等の改訂版を参照してください。
47	様式集		様式4-4	注1にて，サービス対価の支払い予定表が様式5－9と記載されていますが，5－10の誤植でしょうか。	お見込みのとおりです。 併せて募集要項等の改訂版を参照してください。
48	様式集		様式5-6	一部学校の完成が早期になった場合においても評価はされず，最も遅い完成の学校が基準として評価されるとの理解で宜しいですか。	お見込みのとおりです。
49	様式集		様式5-9	支払利息やDSCRの欄がありますが，整備費用は全額一括支払いではなく，割賦支払いがある（当該分を金融機関から資金調達する）前提ということでしょうか。	募集要項等の改訂版を参照してください。
50	様式集		様式5-10	事業終了は平成45年（2033年）3月31日であるのに対し，（様式5－10）における項目は，平成43年度下期分までとなっております。不足の年度については，適宜追加してもよろしいでしょうか。	募集要項等の改訂版を参照してください。
51	様式集		様式5-10	サービス対価の支払い計画表について，平成43年度下期分でおわっている様式になっていますが，平成44年度分は追加すればよいでしょうか。	募集要項等の改訂版を参照してください。
52	様式集		様式8-2	■様式8-2受電容量計画表の下欄に ・「※「現状」の契約電力は関係書類を参照してください。」とありますが，資料はいただけるでしょうか。 ・「※表中，「現状」の数値等は参考とし，現地の値を優先とします。」とありますが，現地の値を参照することが可能ですか。	契約電力および変圧器容量については，貸与資料に記載されています。
53	様式集		様式8-4	実施方針・要求水準書（案）に関する質問回答のNO，20でもありましたが，エネルギー費用の単価の選択において，基準はあるのでしょうか。例えば○年○月における○会社の単価などです。	算定に使用するエネルギー単価は，次のとおりとします。 ・ 電気　東京電力が公表する平成31年4月時点の単価 ・ ガス　東京ガスが公表する平成31年4月時点の単価
54	様式集		様式9-1	モデル校計画書について，複数の学校を対象にしている様式となっていますが，モデル校としては，「八千代台東小学校1校」のみということで宜しいですか。	お見込みのとおりです。
55	基本協定書（案）	P12		基本協定の押印者が「構成企業」のみとなっていますが，「協力企業」は含まれないということでしょうか。	協力企業がコンソーシアムに含まれる場合には，協力企業も押印者に含まれます。
56	事業仮契約書（案）	P6	第11条第3項	「追加費用」については，合理的な範囲で金融費用（例えば貴市に負担いただく追加費用を受領するまでの間，つなぎ融資を受ける場合における金利相当額など）も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階では整備費用は一括払いを想定しておりますが，仮に，協議によって整備費用の一部を割賦払いとする場合には，お見込みのとおりです。
57	事業仮契約書（案）	P9	第19条第3項	「追加費用又は損害」については，合理的な範囲で金融費用（例えば貴市に負担いただく追加費用を受領するまでの間，つなぎ融資を受ける場合における金利相当額など）も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階では整備費用は一括払いを想定しておりますが，仮に，協議によって整備費用の一部を割賦払いとする場合には，お見込みのとおりです。
58	事業仮契約書（案）	P14	第29条第5項	「乙に生じた損害」については，合理的な範囲で金融費用（例えば貴市に負担いただく追加費用を受領するまでの間，つなぎ融資を受ける場合における金利相当額など）も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 また，当該損害のうち，本事業の実施自体に関するものに起因する部分については，貴市に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階では整備費用は一括払いを想定しておりますが，仮に，協議によって整備費用の一部を割賦払いとする場合には，お見込みのとおりです。

質問No	資料名	頁	項目	内　容	回　答
59	事業仮契約書(案)	P15		「第1節　完成検査」は「第3節　完成検査」の誤植でしょうか。	募集要項等の改訂版を参照してください。
60	事業仮契約書(案)	P.15	第32条	完成検査を行うとありますが，これと引渡し予定日までに，期間があるように認識しています。 地元施工業者に配慮した事業計画(工事完了ごとの支払い)とする場合，各学校ごとの完成検査を以って，それぞれ所有権移転を同時に行うことを認めて頂けないでしょうか。 また，これが難しい場合，検査完了の際に「完成確認書」を発行頂けないでしょうか。	ご質問の趣旨を踏まえ，各校ごとの完成確認書の発行について検討します。 なお，全33校全ての引渡しが完了した日が引渡完了日となりますので，ご留意ください。
61	事業仮契約書(案)	P16	第34条第1項	「追加費用又は損害」については，合理的な範囲で金融費用(例えば貴市に負担いただく追加費用を受領するまでの間，つなぎ融資を受ける場合における金利相当額など)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階では整備費用は一括払いを想定しておりますが，仮に，協議によって整備費用の一部を割賦払いとする場合には，お見込みのとおりです。
62	事業仮契約書(案)	P16	第34条第3項	「追加費用又は損害」については，合理的な範囲で金融費用(例えば貴市に負担いただく部分に係る追加費用を受領するまでの間，つなぎ融資を受ける場合における金利相当額など)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階では整備費用は一括払いを想定しておりますが，仮に，協議によって整備費用の一部を割賦払いとする場合には，お見込みのとおりです。
63	事業仮契約書(案)	P17	第35条第1項	「追加費用又は損害」については，合理的な範囲で金融費用(例えば貴市に負担いただく追加費用を受領するまでの間，つなぎ融資を受ける場合における金利相当額など)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階では整備費用は一括払いを想定しておりますが，仮に，協議によって整備費用の一部を割賦払いとする場合には，お見込みのとおりです。
64	事業仮契約書(案)	P19	第36条第2項	「追加費用又は損害」については，合理的な範囲で金融費用(例えば貴市に負担いただく追加費用を受領するまでの間，つなぎ融資を受ける場合における金利相当額など)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階では整備費用は一括払いを想定しておりますが，仮に，協議によって整備費用の一部を割賦払いとする場合には，お見込みのとおりです。
65	事業仮契約書(案)	P19	第36条第4項	「追加費用又は損害」については，合理的な範囲で金融費用(例えば貴市に負担いただく部分に係る追加費用を受領するまでの間，つなぎ融資を受ける場合における金利相当額など)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階では整備費用は一括払いを想定しておりますが，仮に，協議によって整備費用の一部を割賦払いとする場合には，お見込みのとおりです。
66	事業仮契約書(案)	P19	第37条第1項	「追加費用又は損害」については，合理的な範囲で金融費用(例えば貴市に負担いただく部分に係る追加費用を受領するまでの間，つなぎ融資を受ける場合における金利相当額など)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階では整備費用は一括払いを想定しておりますが，仮に，協議によって整備費用の一部を割賦払いとする場合には，お見込みのとおりです。
67	事業仮契約書(案)	P20	第38条第1項	瑕疵の補修に係る対象期間について，「平成42年9月30日が経過するまで」となっておりますが，事業契約第39条第2項及び募集要項第6項(1)①(ｱ)を踏まえれば「平成42年3月31日が経過するまで」(空調設備等の引渡しから10年間)となりますでしょうか。	選定事業者からの提案を踏まえた上で，空調設備の引渡しから10年が経過する日までを対象期間とします。
68	事業仮契約書(案)	P21	第40条	契約保証金納付後に消費税及び地方消費税が増税となった場合には追加納付の必要がございますでしょうか？	お見込みのとおりです。
69	事業仮契約書(案)	P21	第40条第2項	「前各号の契約保証金の納付時期は，本契約締結と同時とする。」とありますが，前第2号に規定する契約保証金は，維持管理業務に対応すべきものとなりますので，維持管理業務開始前までに納付するという理解でよろしいでしょうか。	No.12の回答をご確認ください。
70	事業仮契約書(案)	P22，P40	第40条第8項，第74条第2項	違約金や不可抗力による損害金については，消費税込みの金額の理解でよろしいでしょうか。その場合，税率は10%で考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
71	事業仮契約書(案)	P23	第43条第2項	「引渡書」は「取り交わす」ことを踏まえれば，貴市による引渡しを確認した旨の証跡(押印など)が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 また，「その際」とあることを踏まえれば，当該時点において取り交わされる(貴市による押印が後日になることはない)との理解でよろしいでしょうか。	前段はお見込みのとおりですが，後段は市との協議によります。
72	事業仮契約書(案)	P25	第47条第3項	「追加費用」については，合理的な範囲で金融費用(例えば貴市に負担いただく追加費用を受領するまでの間，つなぎ融資を受ける場合における金利相当額など)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階では整備費用は一括払いを想定しておりますが，仮に，協議によって整備費用の一部を割賦払いとする場合には，お見込みのとおりです。
73	事業仮契約書(案)	P26	第51条第4項	「費用」については，合理的な範囲で金融費用(例えば貴市に負担いただく部分に係る追加費用を受領するまでの間，つなぎ融資を受ける場合における金利相当額など)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階では整備費用は一括払いを想定しておりますが，仮に，協議によって整備費用の一部を割賦払いとする場合には，お見込みのとおりです。

質問No	資料名	頁	項目	内　容	回　答
74	事業仮契約書(案)	P28	第58条第1項,第2項	「費用」については，合理的な範囲で金融費用(例えば貴市に負担いただく部分に係る追加費用を受領するまでの間，つなぎ融資を受ける場合における金利相当額など)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階では整備費用は一括払いを想定しておりますが，仮に，協議によって整備費用の一部を割賦払いとする場合には，お見込みのとおりです。
75	事業仮契約書(案)	P33	第69条	違約金は全て消費税を含めたサービス対価に10分の1を乗じた額という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
76	事業仮契約書(案)	P33,34	第69条第5項,6項	全ての空調設備が貴市に引渡される前に，事業者側の帰責事由によって全部もしくは一部解除された場合について，貴市は工事着工前の原状に復するか，現状での引渡しを選択することが可能となっていますが，現状での引渡しを行わない合理的な理由がない限り，貴市は施工済み部分の評価相当額を支払うと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。合理性の判断は市にて行います。
77	事業仮契約書(案)	P34	第69条6項	本項は一部でも引渡しが未済みの空調設備が存在する場合に該当するとの認識ですが，その前提で，「評価額相当額」には，当該引渡しまでに必要であった費用(設計費，工事監理費，会社経費，資金調達費用等)も，合理的な算定方法であることを前提に，合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
78	事業仮契約書(案)	P36	第70条	独占禁止法違反等を理由とする契約解除においては，事業者は自ら及び構成企業及び協力企業をして，連帯せしめたうえ，サービス対価の10分の2に相当する額を違約金として支払うとございますが，この場合は第69条記載のサービス対価に10分の1を乗じた額を追加で支払う必要はないとの認識でよろしいでしょうか？ （第70条に違反して事業契約が解除になった際は10分2を違約金として支払うだけで，10分の3を違約金として支払う必要はないという認識）	お見込みのとおりです。
79	事業仮契約書(案)	P36	第70条	独占禁止法違反等を理由とした解除時の違約金については，引渡前は設計・施工の金額の10分の2，引渡後は1事業年度の維持管理の金額の10分の2となっておりますが，当社が関与するほかの案件においては，上記を理由とした解除時の違約金については10分の1となっておりました。 他案件と同様に，第70条を理由とした解除時の違約金については10分の1としていただけませんでしょうか？また10分の2とする場合，その理由につきご教示ください。	独占禁止法違反等の発生を防ぐ観点から，原案のとおりとします。
80	事業仮契約書(案)	P37	第71条3項(1)イ	「損害」については，合理的な範囲で金融費用(例えば事業契約解除に伴う融資契約におけるブレークファンディングコストなど)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階では整備費用は一括払いを想定しておりますが，仮に，協議によって整備費用の一部を割賦払いとする場合には，お見込みのとおりです。
81	事業仮契約書(案)	P38	第71条3項(2)イ	「損害」については，合理的な範囲で金融費用(例えば事業契約解除に伴う融資契約におけるブレークファンディングコストなど)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階では整備費用は一括払いを想定しておりますが，仮に，協議によって整備費用の一部を割賦払いとする場合には，お見込みのとおりです。
82	事業仮契約書(案)	P38	第71条4項(1)イ	「損害」については，合理的な範囲で金融費用(例えば事業契約解除に伴う融資契約におけるブレークファンディングコストなど)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階では整備費用は一括払いを想定しておりますが，仮に，協議によって整備費用の一部を割賦払いとする場合には，お見込みのとおりです。
83	事業仮契約書(案)	P38	第71条4項(2)イ	「損害」については，合理的な範囲で金融費用(例えば事業契約解除に伴う融資契約におけるブレークファンディングコストなど)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階では整備費用は一括払いを想定しておりますが，仮に，協議によって整備費用の一部を割賦払いとする場合には，お見込みのとおりです。
84	事業仮契約書(案)	P38,39	第71条第5項,6項	全ての空調設備が貴市に引渡される前に，市側の帰責事由によって全部もしくは一部解除された場合について，貴市は工事着工前の原状に復するとともに賠償を行うか，現状での引渡しを選択することが可能となっていますが，現状での引渡しを行わない合理的な理由がない限り，貴市は出来高に応じたサービス対価を支払うと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。合理性の判断は市にて行います。
85	事業仮契約書(案)	P38	第71条6項	「出来高」については，事業契約第69条6項における「評価額相当額」と差異はありますでしょうか。また，当該出来高には，当該引渡しまでに必要であった費用(設計費，工事監理費，会社経費，資金調達費用等)も，合理的な算定方法であることを前提に，合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	第71条6項における「出来高」は事業者が空調設備の整備に要した金額のうち合理的な範囲のものを全て含みますが，第69条6項の「評価額相当額」においては利用価値があると市が判断する場合における利用価値を指します。

質問No	資料名	頁	項目	内　容	回　答
86	事業仮契約書(案)	P39	第72条2項	「損害」については，合理的な範囲で金融費用(例えば事業契約解除に伴う融資契約におけるブレークファンディングコストなど)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階では整備費用は一括払いを想定しておりますが，仮に，協議によって整備費用の一部を割賦払いとする場合には，お見込みのとおりです。
87	事業仮契約書(案)	P39	第73条2項	「損害」については，合理的な範囲で金融費用(例えば事業契約解除に伴う融資契約におけるブレークファンディングコストなど)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階では整備費用は一括払いを想定しておりますが，仮に，協議によって整備費用の一部を割賦払いとする場合には，お見込みのとおりです。
88	事業仮契約書(案)	P39	第73条3項	「出来高」については，事業契約第69条6項における「評価額相当額」と差異はありますでしょうか。また，当該出来高には，当該引渡しまでに必要であった費用(設計費，工事監理費，会社経費，資金調達費用等)も，合理的な算定方法であることを前提に，合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	第73条6項における「出来高」は事業者が空調設備の整備に要した金額のうち合理的な範囲のものを全て含みますが，第69条6項の「評価額相当額」においては利用価値があると市が判断する場合における利用価値を指します。
89	事業仮契約書(案)	P39	第73条1項	「甲は，理由の如何を問わず，180日以上前に乙に対して通知したうえで，本件契約を解除することができる。」とありますが，解除の場合，SPCが被る損害を合理的な範囲内で賠償することとなっているため，SPC側の最低限の保全は図られますが，貴市からの任意解除の可能性があるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
90	事業仮契約書(案)	P40	第74条第6項,7項	全ての空調設備が貴市に引渡される前に，不可抗力によって全部もしくは一部解除された場合について，貴市は工事着工前の原状に復するか，現状での引渡しを選択することが可能となっていますが，現状での引渡しを行わない合理的な理由がない限り，貴市は施工済み部分の評価相当額を支払うと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。合理性の判断は市にて行います。
91	事業仮契約書(案)	P40	第74条7項	「出来高」については，事業契約第69条6項における「評価額相当額」と差異はありますでしょうか。 また，当該出来高には，当該引渡しまでに必要であった費用(設計費，工事監理費，会社経費，資金調達費用等)も，合理的な算定方法であることを前提に，合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	第74条7項における「出来高」は事業者が空調設備の整備に要した金額のうち合理的な範囲のものを全て含みますが，第69条6項の「評価額相当額」においては利用価値があると市が判断する場合における利用価値を指します。
92	事業仮契約書(案)	P41	第75条	「本事業に直接関係する法令」とは，例えばどのような法令を想定しておりますでしょうか。	空調に関わる各種規制法令，学校施設に関わる各種法令などを想定しております
93	事業仮契約書(案)	P41	第76条4項	「追加費用」については「別紙12」に従う旨の記載がありますが，本項における追加費用は不可抗力ではなく事業契約第75条に基づくものであることを踏まえれば「事業契約第80条」の誤記でしょうか。 また，当該費用については，合理的な範囲で金融費用(例えば貴市に負担いただく部分に係る追加費用を受領するまでの間，つなぎ融資を受ける場合における金利相当額など)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等の改訂版を参照してください。
94	事業仮契約書(案)	P42	第78条3項	本事業はBTO方式であることからSPCに固定資産税等の負担はないとの理解ですが，「乙の税の軽減を目的とする措置」とは例えばどのような措置を想定しておりますでしょうか。 また，反対に乙の税の加重を目的とする措置を含む法令変更により乙の業務に係る費用が増大した場合は，対価の増額が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業に関わる事業についての税制度上の措置(例えばPFI事業に特化した税制上の優遇等)が含まれるものと考えておりますが，現時点では具体的な措置は想定しておりません。
95	事業仮契約書(案)	P43	第79条第2項	「追加費用又は損害」については，合理的な範囲で金融費用(例えば貴市に負担いただく部分に係る追加費用を受領するまでの間，つなぎ融資を受ける場合における金利相当額など)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階では整備費用は一括払いをを想定しておりますが，仮に，協議によって整備費用の一部を割賦払いとする場合には，お見込みのとおりです。
96	事業仮契約書(案)	P43	第79条第3項	協議不調時には，貴市から「合理的な対応方法」が通知される(SPCが実務上，対応困難な方法が通知されるものではない)との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
97	事業仮契約書(案)	P43	第80条第2項	「追加費用又は損害」については，合理的な範囲で金融費用(例えば貴市に負担いただく部分に係る追加費用を受領するまでの間，つなぎ融資を受ける場合における金利相当額など)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階では整備費用は一括払いを想定しておりますが，仮に，協議によって整備費用の一部を割賦払いとする場合には，お見込みのとおりです。
98	事業仮契約書(案)	P43	第80条第3項	協議不調時には，貴市から「合理的な対応方法」が通知される(SPCが実務上，対応困難な方法が通知されるものではない)との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

質問No	資料名	頁	項目	内　容	回　答
99	事業仮契約書(案)	P44	第81条	「影響度合い」の算出は貴市とSPCによる協議によりなされるとの理解でよろしいでしょうか。 また，当該協議が不調となった場合，貴市が決定することが想定されますが，その場合は合理的に算出されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
100	事業仮契約書(案)	P47	第90条	本項ではいわゆる直接協定を指しているとの認識ですが，本項では「定めるものとする。」とある一方，募集要項第6項(7)④では「協議することがある。」とあり，いずれと理解すればよろしいでしょうか。	募集要項等の改訂版を参照してください。 現段階では整備費用は一括払いを想定しており，直接協定の締結は想定しておりません。
101	事業仮契約書(案)	P54	別紙4	「業務水準チェックリスト」とは，どのようなものでしょうか。様式は貴市から提示されるとの理解で良いでしょうか。 また，施工中及び工事監理の際の提出書類の「業務水準リスト」に注釈マークがありますが，注釈がありません。誤植でしょうか。	業務水準を満たしているかを示すリストであり，選定事業者側にて用意いただくことを想定しております。
102	事業仮契約書(案)	P55	別紙4	着工に際しての提出書類のなかで示された「工事保険証書の写し」(対象校ごと)とありますが，別紙13－1で示された「設備工事保険」のことでしょうか。 また，対象校ごとの提出を求められていますが，一括で付保することができた場合，1証書の提出で足りるとの理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
103	事業仮契約書(案)	P70	別紙9 5 (6) ③	「対価の支払いに際しては，半期分の減額ポイントの合計を計算し，当該期に支払う設計・施工等のサービス対価，維持管理のサービス対価に，下表に従って定める減額割合を掛けて算出する金額を求め，減額の必要がある場合には，当該期のサービス対価から控除(維持管理のサービス対価，設計・施工等のサービス対価の順に控除)し，支払額を乙に通知する」とありますが，モニタリングによる減額対象には設計・施工等のサービス対価が含まれるように読み取れます。 モニタリング業務はあくまでも維持管理期間に実施するものだと思いますので，設計・施工等のサービス対価は減額対象にはならないことを確認させてください。 (実施方針に関する質疑回答No.22でも，整備費用はモニタリングによる減額対象ではないことが回答されています。)	空調設備に係る性能基準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合には，サービス対価の減額あるいは損害賠償請求を行い，市に生じた損害を賠償していただきます。 損害の賠償方法として，現段階では整備費用は一括で支払うことを想定しており，原則として設計・施工等のサービス対価は減額対象ではありません。 ただし，割賦払い分が生じる場合には，実施方針に関する質疑回答No.22に回答している通り，当初予定した整備内容と異なる水準の施設が整理されていると判断される場合には，減額対象となります。
104	事業仮契約書(案)	P71		表中「対象業務の対価の減額割合」とありますが，対象業務全体が一律に減額されるのは事業者側にとってはあまりにも過度な規定と思慮します。 「当該対象校分の対象業務の対価」とするなど，減額の範囲を明確にしていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
105	事業仮契約書(案)	P77	別紙10	1の内訳の記載欄を見ますと，設計・施工等のサービス対価は一括支払いのみのように見えますが，提案時においては整備費用は全額，一括支払いで提案するとのことでしょうか。	提案段階においては，整備費用は一括払いを前提としてください。
106	事業仮契約書(案)	P78，P79	別紙10	表中，「うち調整額」とありますが，調整額とはなにを指しているのか，ご教示ください。	サービス対価を各期に分けた場合に，消費税及び地方消費税に端数が生じる場合の用いることを想定しています
107	事業仮契約書(案)	P79	別紙10	2の「(2)設計・施工等のサービス対価の各期支払金額」の記載欄を見ますと，「各期」としながら，1回分の行しかなく，「一括」での支払いを前提としたような表になっていますが，一方で，「割賦元本」の記述もあり，割賦での支払いも想定されているようにも見えます。 整備費用の支払い方法についての規定が曖昧ですので，明確にしていただけますか。	提案段階においては，整備費用は一括払いを前提としてください。 併せて募集要項等の改訂版を参照してください。
108	事業仮契約書(案)	P84	別紙13の1 2-(1)	「(1)第三者損害賠償責任保険(請負業者賠償責任保険)」とされていますが，工事期間中ではなく，維持管理期間中の保険ですがので，「(請負業者賠償責任保険)」という記載は，不要であると考えます。単なる「第三者賠償責任保険」という形でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
109	【八千代市】空調設備対象校・対象室図示図面	全ﾍﾟｰｼﾞ対象	各学校対象室	対象教室の最終版が4月中旬に提出予定とありますが，対象教室数の変更，普通教室から特別教室への変更等の大幅な変更によっては，事業提案書の締切りの関係上対応できない場合があります。 対象教室の変更は優先交渉権獲得後別途協議としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

質問No	資料名	頁	項目	内　容	回　答
110	現地見学会			八千代台西小学校において以下の質問があります。 設置予定の特別教室において，図書室内に間仕切り（下がり壁及びアコーディオンカーテン）があります，間仕切れますが一部屋と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
111	現地見学会			八千代台西中学校において以下の質問があります。 設置済の維持管理対象室外機が屋上設置の為，手摺の乗り越え等が発生し，安全対策が困難な為，維持管理内容の検討をお願いします。（例：フィルター清掃のみ）。他校でも同様の設置条件です。	原案のとおりとします。 なお，提案において，維持管理内容についての具体的な記載をいただいても構いません。
112	現地見学会			村上東小学校において以下の質問があります。 設置済の維持管理対象室で保健室がありますが，ヤマハ製GHP機器の為，製造後20年以上が経過していると思われます。すでに部品等はなく維持管理が困難な為維持管理内容の検討をお願いします。 他校でもGHP・EHP含め，20年超の機器が維持管理対象になっています。	原案のとおりとします。 なお，提案において，維持管理内容についての具体的な記載をいただいても構いません。
113	現地見学会			新木戸小学校において以下の質問があります。 施設配置図の9-1校舎5階建てにおいて，妻側教室に網入りガラスが5Fまで採用されていますが，建築基準法の延焼ラインに関わる範囲でしょうか。 また，他の学校等においても，延焼ラインがわかる資料をご提出願います。	網入りガラスを設置している箇所につきまして，延焼ラインにかかる範囲として，ご提案ください。 なお，必要であれば当該学校の図面を開示しますので，希望される事業者の方は，募集要項記載の連絡先までご連絡ください。
114	現地見学会			村上東中学校において以下の質問があります。 設置予定の4階図書室において，図書室と準備室には図面上では壁があることになっていますが，現状では壁がない状態です。図書室と準備室は一部屋として考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。